

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法	2年・3年・修了生		

B

第1. 設問1

1. 民法717条1項本文に基づき損害賠償請求

(1) Xは、Yに対して上記請求を行うことができたか、
Xは、どのようなことを主張・立証すべきか。

まず、民法717条1項本文は、①「土地の工作物の
③「設置又は保存に瑕疵があることにより、④因果関係、
他人に⑤損害を生じたときは、工作物の占有者は
その損害を賠償する責任を負うと定むる。

(2) ア. 「土地の工作物」とは、土地に付着した半人工的
に設置された物をいうこと。甲地はゴルフ場と
いう、人工的に設置された物であるから、「土地の工作物、
にあたる。

イ. 「設置又は保存に、」瑕疵があるとは、当該工作物
につき通常有すべき安全性を欠くことをいう。甲地では、
のり面に岩石が存在し、危険があるにもかかわらず、ごく
小さな落石にのみ対応する落石防止フェンスという
耐久性の低い危険防止措置しかとられていない。
しかも、約10年前に「県から落石防止措置に関し、要請
が来たにもかかわらず、耐久性の高い危険防止
措置がとられていないものである。これをみると、甲地が
通常有すべき安全性を欠いているといえ、」設置又は保
存に「瑕疵」があるといえる。

ウ. したがって、本件事故発生により、Xは、小型トラックが
破損し、乗員がけがをし、Xの上、テレビが壊れる等、
「損害」が生じていること。これを「しか」、甲地に
つき、適切な措置をとらなかったことによるものである
(因果関係)。

これは結論の重要な
部分ですので、
省略せずに
明記してください。

④因果関係
⑤損害
教を
書き写した
評価は他人

①～④の要素を
据えとして要件論を
記述してください。

この要件は重要なので、
717条の趣旨から
論じらねばなりません。

改行はしな

誤認認
とでも、もたない...

(3) 以上より X としては上記の事実を主張・立証が
である。

2. X の 717 条 1 項本文に基いて請求に妨げる Y 側の
反論

(1) X の主張に於いて、Y としては、717 条 1 項ただし
書きの「占有者による免責事由を主張し、自己
がい、占有者として損害の発生を防止するのに
必要ま注意をしたものである」と反論する。

(2) A. そもそも 717 条 1 項 ~~ただし書き~~ の趣旨は、危険
な工作物を占有する者は、当該危険が現実化
した場合に、責任を負うとの危険責任を ~~はたす~~
を負わせることにより、被害者を救済する趣旨
である。(もともと、常に当該責任を占有者に負せよと
すると、結果責任 ~~と同一状況~~ を負せよのと類似
の状況となり、占有者に酷である。そこで、同条
項ただし書きによる免責が定められている。)

1. このことから占有者が損害の発生を防止
するのに必要ま注意をしたときとは、占有者と
して、通常求めらるる危険防止措置をとったこと
をいうと解する。

→ ~~3. 事実~~ 本件では、Y としては、Z が甲地を賃借に
約 20 年前からゴルフ場の経営もしていたものである
その間、おり面の崩壊が数回発生してはいたが、
おり、甲地の下に見道 96 号線に岩石が落下する
ことは何回もあったという。危険な状態が続いて
いた。(しかし、約 10 年前に占有者たる Y として、
見道 96 号線沿いのおり面に落石防止フェンスを張ったり、コンクリート
の杭を固定工事を行ったり、必要な措置を
していたものである。現に、これら工事を行って

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法	2年・3年・修了生		

以降は、甲地がの落石を認め承知していた以上、Yとしては、占有者として通常求めた防除措置をとるべきと評価される。

(3) 右承知に、今日、本件事故が発生しているが、

5 当日は、~~大雪~~ 台風による大雨により直近2日間

が500ミリの降雨量を記録しており、さらに本件

事故直前の午後7時11分に地震が発生している。

これを踏まえて考えると、予想を大きく上回った規模の

自然災害が短時間に連続して発生している

10 ため、たとえ、落石防止フェンスが機能している

にもかかわらず、結果的に機能しなかったと主張し、Yの

義務につき、急な事態を評価するものになる。

(4) よって、本件では、占有者が損害の発生を

防止するの必要を注意を払ったとみる。

15 (5) 以上より、Yには、上記事実を主張し、結論

するものと承知される。

3. 709条に基づき損害賠償

(1) Xには、709条に基づき、本Yに対し損害賠償

償請求を行うと承知される。

20 (2) この場合、Xには①Yの故意又は過失、②

権利が侵害されたこと、③、損害の発生、④ ~~因果~~

②と③との因果関係も主張・立証する必要がある。

(2) 又、まず、Yが適切な措置を講じたか否か

25 については、③が充足され、その結果、Xには

いまだに石が落ちたことによる損害が生じているため③

が充足される。②は、③により充足される。

ここが「落ちた」と
文章の流れを悪く
する。

「落ちた」→「し」で
おめしよう。

主張としては
充分あり得る。
しかし、本問の争点
を予想し、分量を
減らすべきです。

②と③との因果関係が肯定された(4)。

1. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

1. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

過失と云う事見可能性を前提とした結果回避可能性
音反があり、必要と云う事を急ぐこととする。

5. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

10. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

10. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

4. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

4. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

11. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

11. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

15. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

15. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

20. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

20. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

22. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

22. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

1. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

1. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

11. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

11. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

25. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

25. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

30. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

30. 7. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科

規範としては、
416Eと416Bをセットにし
書くのがよいです。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|------------|-----------|----|
| 民法 | (2年)3年・修了生 | | |

評価(ABCD)

積極損害というのは
一種の評価でそれ
1つだけ書けばいい

これは自分の意見
を書かなくては
ならない

行為と損害との間に相当因果関係が認められた
損害につき、賠償の範囲を定むるものと解する。

4 5. 本件では、トラックの修理費用たる20万円及び
治療費50万円の積極損害につき、本件事故と
相当因果関係のある損害として認められる。

5 2. さらに、Xが、テレビに出演するほどの著名
な建築家であったことは、Yが「Xが」といって特異な
事情につき、Yが「Xが」といって主張するところから、Xが
テレビ出演によって得た収入の収入1000万円は、

10 4. 2. 得た収入から積極損害につき、~~本件~~本件
事故との因果関係が認められ、416万2千円は、
相当因果関係のある損害として認められる。

2. 以上より、XがYに対する請求として、1071万6千
127円は損害賠償請求が認められるべきである。

以上

15 答案の型ができていた点はとても良かったです。

また始めの際には、問題文にある事実と、自分の評価を明確
に区別して書くようにすると、読みやすく整理された答案
になると思います。

20 引き続き頑張ってください。

(西川)

5 ページ

裏面へ

| | |
|----|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| 5 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 10 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 15 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 20 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 25 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 30 | |

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|-----------|-----------|----|
| 民法 | 2年・3年・修了生 | | |

設問1 前段

XはYに対し、工作物責任に基づく損害賠償請求権(717条1項)を行使するかが考えられる。この請求権の要件は以下の通りであるから、以下の通り主張立証すべきである。

5 (1) 「占有」(同項本文)

「占有」とは事実上の支配という。本件では、Yは甲地所有者又は甲土地を賃借し、ゴルフ場を営んでいるので、事実上甲土地を支配しているといえ、「占有」しているといえる。

10 (2) 「土地の工作物の設置」に「瑕疵」(同項本文)

「工作物」とは人によって設置された人工物で土地に接しているものをいう。また、「瑕疵」とは通常備えるべき性質を備えていないことをいう。

甲土地は、ゴルフ場を営むため道路脇脇のり面に設けられている。これは人工的に土地を形成したものであるが、土地そのものであるから、「工作物」に当たらないとも思える。しかし、同項の趣旨は人が形成したものの瑕疵によって生じた損害の賠償責任にある。したがって土地そのものを略称し人工的に形成した場合も同項を準用適用できると解する。よって、本件でも、甲土地の工作物の設置をしたといえる。

また、のり面に設けられた土地は通常落石防止のためにコンクリートに敷く小肌固定工事や落石防止フェンスを設けられている。しかし、本件では、後者は設置されていたものの、前者は設置されていない。

よって、これによって本件落石が生じているので、フェンスの設置だけでは落石の防止という通常備えるべき性質が備えられていないといえる。よって、甲土地の工作物の設置があるといえる。

25 (3) 「損害及び因果関係」(同項本文)

本件の争点として小肌固定工事が行われたことによる民法416条

要件論

↓
主張立証すべき内容
と論じることが
この問題形式では
スタートという
(検討も外れが多い)

仔細に検討したのはよいのですが、
ここが争点になる
とは考えにくい
はずで、
争点はどこかを
いつも意識して
メリハリをつけよう

結果論ではなく
一般の客観的な
観点から検討
しなくては

ここが
Xインです

は 損害の公平な分担と被害と救済のため、不変紙為法(709条以外)にも類推適用される。同条項は相当因果関係の原則を定めていると解釈。

設問2の内容です

本件前面に未だ同工事が行われていたことで、本件落石が生じ、本件落石により本件事務が止まった。よって、車の修理費、治療費及び仕事に遅延したことによる損失の計1670万円について損害及び因果関係が認められ

(4) 以上より主張、立証が完了した。

設問 1 後叙

Yの立場から以下の要論が示される

(1) 因果関係 Raw 推定 が認められ、この反論

416条类推により 特別控室は、予見防止事情に基礎とす。

× 他事業が盛況な状況で生じる損失は、順次利益で ^{おの}~~その~~ 相別

損害がある。そこで、~~この特別損害の基礎となる~~ ~~が事実~~に

第二者組 仕事外に父が居た時に、素直に平旦に居た。それか小間置の如

通常 事故 にも関わらず 大規模な 事故に なる 場合、 事故手は 仕事か
て なる 程度 の 傷害と 思う ことは 予測 されている、 したがって、 この 事故
も 同様 と して、 損害は 社会 責任 と 通常 生 じ 得 る 損害 と して、

I.2. 指定 A 及び 指定 B は認められ、 Y の左端は認められぬ。

6) 717条1項但書に該当おのび 変更されるとの交陪

占有者から損害の発生を防止するのに必要の注意を怠ると
 何の時代推定にも拘らず受取人としては他人と書い
 ているか。 条文

本件では、Yは数年前の落石の経験からフェンス及び山肌工事等を知り、これら。本件落石は、前に発生した地点とは別の地点であった。

ので、落石の危険は小さい。実際に1層目も本件落石現場
 場は崩壊の危険が小さいと判断され、何らの要諦もなかった。

⑤、最低限必要であると考えられ、落石防止ネットは本件落石現場に設置されていた。^{ため、→(2評価)} 消氷時に落石事故が発生した事情は

4. 本件落石は、鉛直及び大地震が相対して初めて発生
 したと見られる。これによつて、落石が2回

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|-----------|-----------|----|
| 民法 | 2年・3年・修了生 | | |

と破って生じたとしても、それは落石の除去義務の範囲内ではない。
~~いえる。以上より、~~ ~~以上より、~~ ~~以上より、~~ ~~以上より、~~

以上より、Yは落石防止措置をとっていたといえ、上記事件も落石、
 よって、上記落石が認められる。

5 設問2. ←

いかなる範囲の損害賠償が認められるべきか。

4) 因果関係について

上述の通り、修理費、治療費、及び仕事ができなくなった分の損害

1070万円について因果関係が認められる。

10 (2) 損害相殺

Xは仕事ができなくなったことの支出(即ち、休業損害)を
 受けた。その費用は損害相殺され、賠償額が減額される。

(3) 過失相殺(418条類推)

418条の趣旨は損害の公平な分担にあるから、不法行為法(709条
 以下)にも類推される。

~~本件では~~ Xは本件事故現場は、街灯の数が少なく見通し
 の悪い場所であった。また、台風及び地震により、一般に
 あり得る落石の危険を予想できる状況であった。Yの事情は

~~Xは~~ Yは、本件落石は1mほどの大きさであり、比較的
 大きなものであるから、発見しやすいものであったといえる。それにもかかわらず

Xは法定速度で小型トラックを走行中

Yの事情は、Xは法定速度よりもゆっくりと走行し、
 前方の落石に注意を払っていたのに、それを怠って
法定速度で進行し、本件事故が生じた。

よって、Xが左カーブを曲がった直後の事故であろうとも、
 本件事故発生にはXの過失が認められる。過失相殺
 により、過失相殺により、賠償額が減額される。

問題は
 いかなる範囲の損害が
 内らいるため不要

X

X

法的三段論法を述べている点はとても評価です
今後ばどこか問われているが「争点」であるかを考えて
X1111を付けた答案を目指すようにと思います。

西山

5

10

15

20

25

30

ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|-----------|-----------|----|
| 民法 | 2年・3年・修了生 | | |

C

第1. 設問1.

1. 本件において、XはYに対し、県道96号線を小型トラックで走行中、落石に衝突し、右足を骨折し、小型トラックが破損し、右足を骨折してレントゲンにより、小型トラックの破損の修理のための代金、右足を骨折し、この治療のために要した費用、及び得られていたものの2ヵ月分の収入が損害として生じたこと、民法709条及び710条に基づき、不法行為に基づく損害賠償請求をすることが認められる。

以下、法令を省き、結論先出し①

2. 709条及び710条の不法行為に基づく損害賠償請求が認められるためには、①権利の侵害があったこと、②権利の侵害につき、故意又は過失が認められること、③①により、損害が発生したこととその金額、④権利侵害と損害の発生との間に因果関係が認められることの4つをXは主張しはけいしはらひい。

以下、①～④についてXが主張すべき事実を検討する。

(1) まず、Xは、2020年10月2日午後8時ごろ、県道96号線をXの所有する小型トラックで走行中に路上に落下し、右足を骨折し、小型トラックが破損させられ、右足を骨折するYが負っていることから、「財産」(709条)「権利」(709条)による財産権及び「身体」(710条)を侵害している。

(2) 次に、Xに(1)のようは権利侵害が生じたことが原因である落石は、Yの経営する甲地ゴルフ場である甲地の傘のり面から斜面を転がり、道路に落下して生じたものであるが、甲地においては、傘のり面の崩壊が数ヶ所あり、発生しており、P県から落石

防止措置を施す要請がなされていた。~~これにも関係~~
~~する~~ 確かに、本件で落石が生じたこととみられるのり面
については、~~因果による~~落石防止措置の要請がなされてい
たが、~~これ~~ 防止措置の ~~必要~~ 要否に関する判断の基
礎には、~~約10年前~~の想定しかなく、改めて近時におい
て防止措置が必要かどうかの判断をし、~~落~~ 落石防止
措置を施しておかなければならぬといえる。

この意見は
Good

よって、Yには①の権利侵害についての過失が認め
られる。

(3) ~~②~~ ③の権利侵害による損害の発生とその金額に
ついては、小型トラックの修理代金として20万円、
X自身のケガの治療費として50万円を支払っている。
また、Xがケガにより2ヵ月仕事ができなくなったことから、
得られなかった収入 ~~1000万円~~ として1000万円があっ
たといえる。よって、これらが上記権利侵害による
損害であり、これらの合計金額が損害総額である。

(4) よって、(3)における損害と(1)の権利侵害の間に
は、~~因果関係~~ 因果関係が認められる。

(5) 以上の通り、Xは(1)~(4)の事実を主張立証さ
さねばならない。

3. では、Xのかかる主張に対して、Yはいかほど反論を
する必要があるかを検討する。Yには、②の要件に
過失がほいせを主張する必要がある。

確かに、YはXの主張の通り、本件において落
石の発生して甲地ののり面に落石防止措置を施
していたことは事実である。しかし、本件での落石は、Xによる
衝突事故の発生する直前、2月2日に直撃した台風によ
る大雨による降雨及び、衝突事故当日の震度
5弱の地震の発生により、生じたものである。
あることが、Dの証言からうかがえる。

2ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

C

2

21

6

15



2

Xの本来得られた2ヵ月分の収入はこれにあてると計算
するべきであるとの見解、かかる損害は、~~非~~上記規定によ
りその賠償の範囲に含まれると見える。

3. 以上より、Xは上記の範囲で賠償が認められる。

コンパクトでありながら論理的で読者の心を捉えてはくれる
非常に良かったです。

ただ今日は、7/2条に言及できなかったため点数が
伸びませんでした。文章力にはとても良いものがありはるが
今後は、大まか論点を落とさないよう気を付けてください。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。